平成２７年（フ）第１６５号
熊本市中央区大江４丁目21番９号
破産者　西日本パーツ株式会社
1　決定年月日　平成27年11月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２５２号
東京都八王子市八日町９番10―809号
破産者　海老澤靖人
1　決定年月日　平成27年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第３３１号
北海道千歳市春日町３丁目２番１―410号
サーム春日
破産者　柿崎　雅克
1　決定年月日　平成27年11月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４８号
岐阜県可児市下切2742番地１　ＴｗｉｎＰｒｉｍｅ姫川102、前住所岐阜県可児市中恵土2359番地460
破産者　佐橋　保則
1　決定年月日　平成27年11月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２７年（フ）第２６６号
神戸市須磨区中落合１丁目２番422―204号、従前の住所神戸市北区星和台５丁目７番地の68
破産者　竹内　　孝
1　決定年月日　平成27年11月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９７号
奈良市青垣台２丁目７番地の２
破産者　星山浩こと　**袈**　　浩
1　決定年月日　平成27年11月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第８３号
茨城県水戸市姫子２丁目666番地の３　御殿山ハイツ206号
破産者　柴沼　典史
1　決定年月日　平成27年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第８４号
茨城県水戸市姫子２丁目666番地の３　御殿山ハイツ206号
破産者　柴沼　　裕
1　決定年月日　平成27年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第９５９号
神奈川県藤沢市大鋸１丁目８番８－１Ｂ号
破産者　猪俣　　諭
1　決定年月日　平成27年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６９号
滋賀県甲賀市信楽町小川1118番地１
破産者　杉本　孝司
1　決定年月日　平成27年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第３６９号
大分市大字木上419番地の10
破産者　恒松　美穂
1　破産債権の届出期間　平成27年12月16日まで
2　一般調査期日　平成28年１月５日午前11時
平成27年11月25日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１８９号
岡山市北区弓之町１番７号コンフォート岡山602
破産者　松浦　久光
1　破産債権の届出期間　平成28年１月25日まで
2　一般調査期日　平成28年２月26日午前10時20分
平成27年11月25日
岡山地方裁判所第３民事部

債権者集会招集

平成２４年（フ）第１５０８号
大阪市中央区高麗橋２丁目２番12号
破産者　株式会社Ｋホールディングス（旧商号株式会社菊屋）
1　期日　平成27年12月22日午前10時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成27年11月25日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２７年（フ）第３２３３号
大阪府高槻市道鵜町５丁目２番10号
破産者　吉川喜久子
異議申述期間　平成28年１月15日まで
平成27年11月24日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２９７号
大阪市大正区泉尾７丁目14番１―309号
破産者　河西　正樹
異議申述期間　平成28年１月15日まで
平成27年11月24日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２７年（ヒ）第２０５５号
東京都渋谷区神宮前２丁目34番17号
清算株式会社　株式会社イストピカ
1　決定年月日　平成27年11月24日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

再生手続開始

平成２７年（再）第２号
茨城県水戸市笠原町1599番地の２
再生債務者　茨城冷凍食品販売株式会社
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年１月15日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成28年２月12日から平成28年２月19日まで
水戸地方裁判所民事部